

海洋活動が実施される条件

平成 29 年度 静岡県立焼津青少年の家
「海洋活動に関する安全体制について」より抜粋

1 乗船条件

海洋活動に参加する者のすべては、心身ともに健康であり、以下の基準を満たすものとする。

- (1) 海上において、船体の揺れに対応して、姿勢を保持することができる。
- (2) 万一の落水の際に、安全な状態で救助を待つことができる。
- (3) 満年齢 3 歳以上

※ 3 歳から就学前の幼児が乗船する場合は、3 歳から就学前の幼児 1 人に対して 1 人以上の大人（団体指導者・保護者等）が付き添うこと。

※ 小学 1～3 年生が乗船する場合は、小学 1～3 年生 2 人に対して 1 人以上の大人（団体指導者・保護者等）が同乗すること。

2 活動実施の条件

気象条件等が活動に支障をきたすと考えられる場合、所長（所長から委任された職員を含む。）は、引率責任者及び海洋指導員と協議の上、活動可否の決定をする。決定の際には、地元気象状況等に精通した海洋指導員の助言を尊重の上、判断する。

- (1) 警報発表による活動中止については午前中の活動は午前 8 時 35 分、午後の活動は午後 0 時 30 分の時点で決定する。
- (2) 注意報発表時においては、「気象条件における活動中止の基準」に従い、実施可否を判断し、実施の際には、本部担当者が気象情報を監視し、15 分ごとに情報を活動担当者に無線連絡しながら活動を行う。監視の結果、異常があった場合には、ただちに活動休止等の対応をとる。
- (3) その他の状況については、所員による情報収集、気象条件や活動エリアの点検を待って決定する。また、必要に応じて、随時、本部担当者が情報を収集し活動担当者（安全担当）に連絡する。

気象条件における活動中止の基準

次の（1）から（7）の場合は、活動を中止する。

- (1) 当日の焼津市の天気予報で、大雨、洪水、暴風、波浪、高潮のいずれかの警報（特別警報含む）が発表されているとき。
- (2) 当日の焼津市に注意報が発表されている場合に、注意報の内容と活動現場の気象状況とを総合的に分析し、安全に活動が行えないとき。
- (3) 注意報未発表でも、安全な活動が行えないと判断したとき。
- (4) 活動中に、活動エリアにおいて、局地的に短時間で気象が悪化すると予想されたとき。
 - ・ 急激な風速の上昇、突風の発生が予想される。
 - ・ 雷雲の発生が予想される。
 - ・ 雨量の急激な増加が予想される。
 - ・ 観天望気による、天候の急変の兆候が見られたとき。
- (5) 光化学オキシダント注意報が発表されているとき。
- (6) 竜巻注意情報が発表されているとき。
- (7) 雨、風、海の状態については、注意報等の情報に加え、現場の観察により活動参加者の年齢構成、人数、活動の規模に応じて基準をもとに判断し、引率責任者にその結果を報告して必要に応じ協議する。そのうえで、安全に活動を行うことが困難なときには活動を中止する。

その他の活動中止の基準

- (1) 活動参加者の健康状態及び研修態度等により、海洋活動を行うのに適切でないと判断される時。
- (2) 現場海域の船舶の動向、工事や漁業作業等により、安全な活動が行えないとき。
- (3) その他、活動担当者が安全な活動を行うのに適切でないと判断したとき。